



コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

THKは、「企業価値の最大化」の観点から、株主様を含むすべてのステークホルダーの皆様との適切な協働を通じて持続的に成長することにより、中長期的な企業価値の向上を目指すため、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

THKのコーポレートガバナンス体制

2014年6月からは執行役員制度を導入し、さらに2016年6月18日開催の第46期定時株主総会後には監査等委員会設置会社へと移行するとともに、取締役会の諮問機関として任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しました。これにより、経営に関する透明性、客観性を高めるとともに、取締役会の監督機能の強化と経営に関する意思決定及び業務執行の迅速化と効率化を図っています。

取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名と監査等委員である社外取締役3名で構成され、経営全般の重要事項の意思決定及び取締役・執行役員等の職務執行について監督を行います。また、東京証券取引所

及びTHKの定める独立性判断基準に従った独立性を有し、かつ企業会計及び経営全般に関する専門的な知見・資格等を有する社外取締役が5名と全取締役の3分の1以上を占め、経営の中立性、適法性、妥当性をさらに高め、経営の監督機能の向上を図っています。

監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成され、内部統制システムを利用し、取締役及び執行役員等の職務執行の状況について監査、監督を実施します。また、監査等委員会は会計監査人との連携により、監査の実効性を高めています。加えて、監査等委員及び監査等委員会をサポートする監査等委員会事務局を設置しています。監査等委員会事務局は、監

査等委員会の指示に従い、内部監査室及び内部統制の整備・運用を担うリスク管理室に指示伝達を行うなど各部署との調整を行います。

指名諮問委員会・報酬諮問委員会

任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は、各委員会規約において半数以上を社外取締役とする旨を定めており、それぞれ社外取締役2名を含む取締役4名にて構成しています。各委員会は、取締役会の諮問機関として取締役の候補者案、報酬案について検討、審議し、その内容を取締役に提案します。取締役会では、その内容をもとに審議を行い、決議することとしています。

執行役員制度

執行役員制度の導入により、取締役会による経営監督機能の向上に加え、業務執行に関する役割と責任を明確化するとともに、意思決定・業務執行の迅速化を図っています。取締役及び執行役員の出席する執行役員会、さらに執行役員会のメンバーに加えて各事業部門、関係会社責任者が出席するグローバル経営戦略会議を実施し、取締役及び執行役員等の経営陣が連携することによりグループ全体で情報を共有化するとともに、コーポレートガバナンスの向上を図っています。なお、執行役員の業務執行に対する責任を明確化するため、執行役員の任期を1年としています。

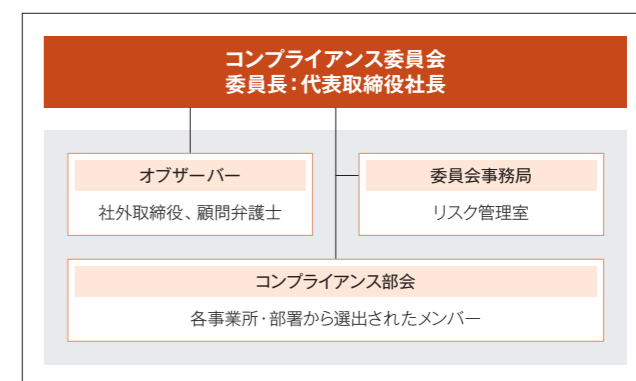
株主総会

THKでは、以前からすべてのステークホルダーの方々とのコミュニケーションの充実を極めて重要なものと位置付け、積極的に適正かつ公平な情報開示に努めています。株主総会の運営にあたっては、「開かれた総会」を目指し、1998年から株主総会の集中時期を避けた土曜日に開催しています。株主総会では、取引先をはじめとしたステークホルダー向けに見学席を設けています。総会終了後には製品展示会を開催し、より多くの方にTHKをご理解いただけるよう努めています。

※第50期定時株主総会より新型コロナウイルス対策として、見学席の設置、及び製品展示会は実施していません。

コンプライアンス体制

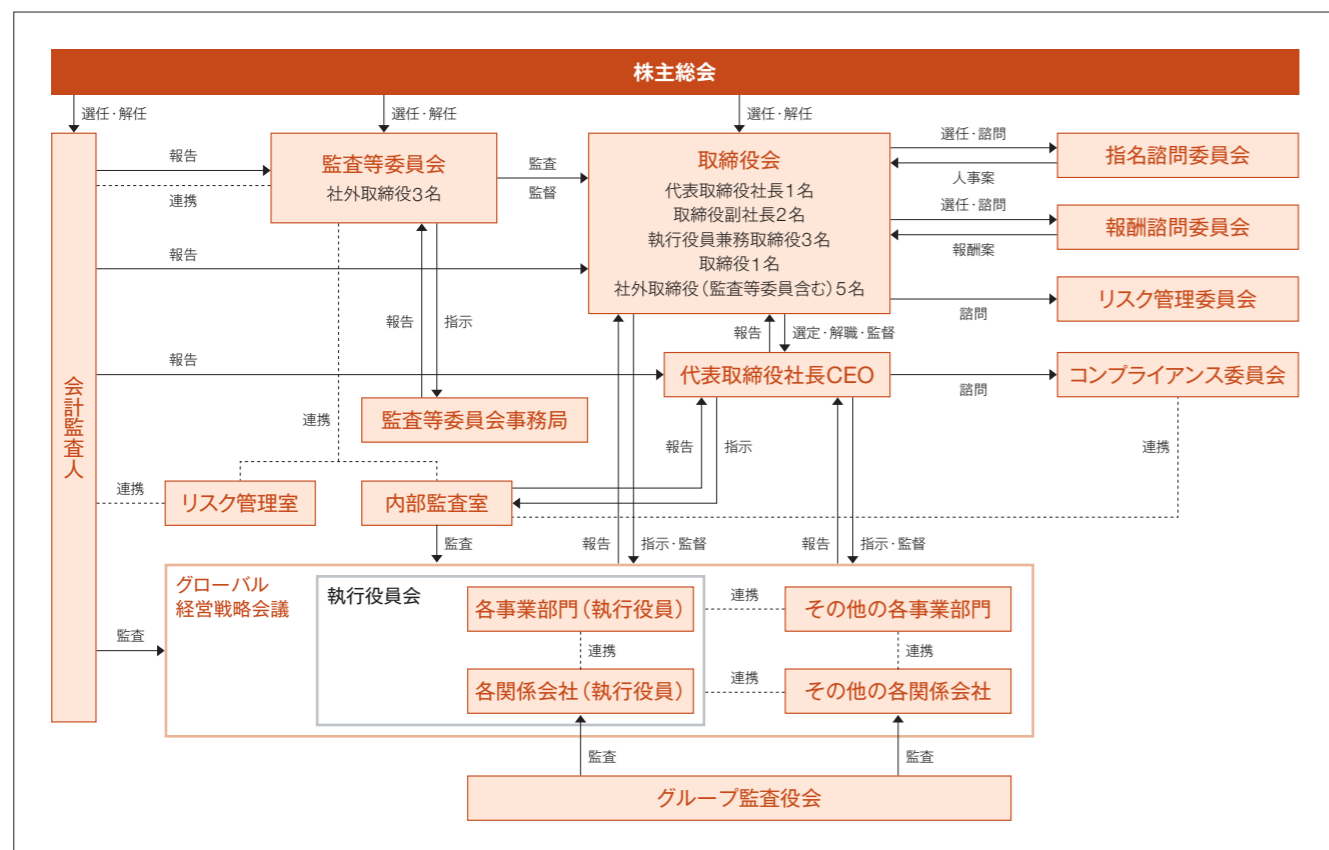
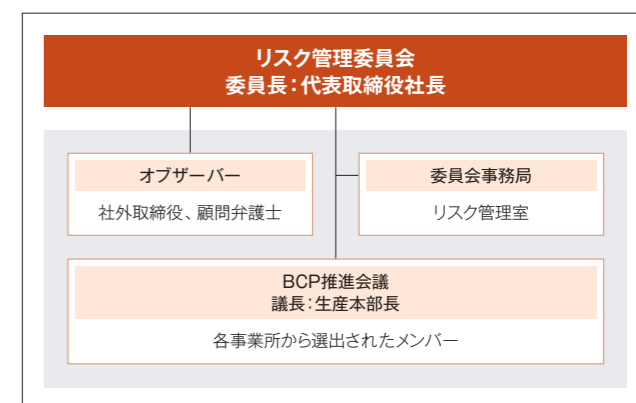
社長を委員長とするコンプライアンス委員会では、年間活動計画の承認と実施報告、従業員の法令等違反や社内通報案件への対応報告等を行っています。社外取締役、顧問弁護士にも参加いただき、適正、適法に運営されています。さらに、コンプライアンス委員会の下部組織としてコンプライアンス部会を設置し、事業所・部署ごとに部会メンバーを選任しています。部会メンバーはコンプライアンスに関する自主的な勉強会の開催や相談窓口を担うなど、体制維持の重要な役割を担っています。



リスク管理委員会

THKは、想定されるリスクの把握と分析、対処を経営的かつ全社的な視点から行い、経営陣による適切なリスクテイクを支える「先を見越した」リスク管理体制の整備に取り組んでいます。

社長を委員長とするリスク管理委員会は、「積極果敢なリスクテイクを要素とする攻めのガバナンスの実現」を方針として、年に1回開催しています。社外取締役、顧問弁護士にも参加いただき、年間活動計画の承認に加え、当社全体を見渡したリスクコントロールの実施等によりリスク管理体制の確立、浸透、及び定着を図っています。



社外取締役の選任

甲斐 正晃 2012年6月 当社社外取締役就任 <hr/> 重要な兼職状況 株式会社KAINOSHO代表取締役	選任理由	経営学に精通した大学教授ならびに経営コンサルティング会社の経営者としての豊富な経験と実績及び見識を有しているため。
	独立性その他の事項	1976年4月から1996年4月まで、当社の現在の借入先である株式会社三井住友銀行の前身である株式会社三井銀行に在籍していましたが、一貫してシステム関連部門に属しており、かつ当社は当時株式会社三井銀行との取引関係はなかったため、独立性を有すると判断しています。
甲斐 順子 2022年3月 当社社外取締役就任 <hr/> 重要な兼職状況 浜二・高橋・甲斐法律事務所 パートナー弁護士 成田国際空港株式会社社外取締役 JSR株式会社社外監査役	選任理由	長年にわたる弁護士として培われた法律に関する知識を有しており、法律の専門家として、豊富な経験と実績及び見識を有しているため。
	独立性その他の事項	当社と甲斐氏との間に特別な利害関係はありません。また、直接的に会社経営に関与した経験はないものの、上記理由により当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。
日置 政克 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任 <hr/> 重要な兼職状況 株式会社すき家社外取締役 株式会社瑞光社外取締役	選任理由	グローバル企業かつ製造業における人事・総務を主とした経営部門での責任者としての豊富な経験と実績及び見識を有しているため。
	独立性その他の事項	株式会社小松製作所の出身者であり、当社と株式会社小松製作所の間に当社製品の販売等の取引関係がありますが、当連結会計年度におけるその取引額の割合は当社及び同社の売上高の1%未満であることから、独立性を有すると判断しています。
大村 富俊 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任 <hr/> 重要な兼職状況 公認会計士 大村公認会計士事務所所長	選任理由	長年にわたり公認会計士として培った企業会計に関する知識に加え、会計に関する専門家として、豊富な経験と実績及び見識を有しているため。
	独立性その他の事項	当社と大村氏との間に特別な利害関係はありません。また、直接的に会社経営に関与した経験はないものの、上記理由により当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。
上田 良樹 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任 <hr/> 重要な兼職状況 新東工業株式会社社外取締役 取締役会長	選任理由	グローバル企業における機械関連事業の分野に長年従事した経験を有しており、会社経営においても精通している経営者として、豊富な経験と実績及び見識を有しているため。
	独立性その他の事項	新東工業株式会社の社外取締役であります。当社と新東工業株式会社との間に同社製品の購入等の取引関係がありますが、当連結会計年度におけるその取引額の割合は当社及び同社の売上高の1%未満であります。